

目 次

序文	経済学部長 中牟田 茂雄
序文	名城大学教授 西山 富夫
序文	
はしがき	

第一編

刑法における多数関与犯の理論

序 問題の所在と本稿の目的	3
I 序 説	3
1. 一般的な共犯問題について	3
2. 伝統的・核心的な共犯問題について	4
3. 要 約	5
II 共犯体系と統一的正犯者の体系(共犯論における体系論争)	5
III 本稿の目的(研究対象の設定)	7
 第1章 刑法学派の争いと刑法理論	13
I 昭和初期までの刑法学派の争い	13
II 昭和期後半の刑法理論	20
III 要 約	24
 第2章 共犯論の歴史的展開	31
I 序 説	31
II 共犯論の歴史的発展	31
1. 共犯とはなにか — 従属性説の是非	31
(1) 明治末期より昭和期前半までの共犯論争(その1)	31

(2) 昭和期前半までの共犯論争(その2)	34
(3) 昭和期中葉以後の共犯論争	41
① 教唆の未遂をめぐる論争	41
② 共同正犯の成立要件について	45
2. 間接正犯論の再評価—間接行為者の行為性について	59
(1) 間接正犯論序説	59
(2) 間接正犯概念の生成史について	60
(3) 従属性の是非	64
(4) 間接正犯の正犯性について—拡張的正犯者概念の是非	73
第3章 共犯の処罰根拠論について	91
I 序説	91
II わが国の共犯処罰根拠論	93
1. 序説	93
2. わが国における責任共犯論と因果的共犯論	93
(1) 責任共犯論(Schuldshteilnahmetheorie)	94
(2) 因果的共犯論(Verursachungstheorie)	96
(3) 不法共犯論(Unrechtsteilnahmetheorie)	98
3. 大越教授分析にかかる共犯処罰根拠論	99
(1) 共犯処罰根拠論に関する大越教授の分析	99
(2) 大越教授提唱の『共犯処罰根拠論』とその評価	105
4. 高橋助教授分析にかかる共犯処罰根拠論	107
第4章 統一的正犯者の体系	118
I 統一的正犯者の原理	118
1. 概念とその意義	118
2. 歴史的な展開	120
3. 理論的根拠	122

4. 統一的正犯原理に対する批判的見解	125
II 統一的正犯者の体系の展開	129
1. 体系的基礎	129
2. 統一的正犯者の体系の基本構造	132
(1) 共通性	132
(2) 形式的な統一的正犯者の体系の基本構造	134
(3) 機能的な統一的正犯者の体系の基本構造	135
① 法的等価性に基づいた正犯の範疇化	135
② 範疇化のための根拠	136
1) 明確性の獲得	136
2) 当罰性の限界	137
3) 判決の正確化	137
4) 機能的な統一的正犯者の体系の帰結	137
1 構成要件の明確性	137
2 犯行形式(正犯の諸形式)	138
3 正犯者形式と当罰性	139
4 関与者の独立的可罰性	139
5 類型内部の限界づけ	139
6 未遂の問題	140
7 共働の二重の性質	140
8 統一的な刑の範囲	140
9 刑の量定	140
10 統一的正犯者と体系二元論	141
5) 限縮的な統一的正犯者の体系の構造	141
6) 帰属的な統一的正犯者の体系の構造	142
III オーストリアにおける統一的正犯者の体系の展開	143
1. 体系論争の要約的帰結	143
(1) 12条の解釈について	143

(2) 従属性というドグマの放棄について	144
2. オーストリア関与規定について 一シュモラーの所説を中心として …	145
(1) 12条の多層性(Mehrschichtigkeit)	145
(2) 構成要件の文言の活動範囲	146
(3) 正犯者類型の概念的な区別	147
(4) 共働類型の法的評価	148
(5) 正犯者類型の限界設定	148
第5章 共犯体系と統一的正犯者の体系の架橋は可能か ?	161
I 序 説	161
II わが国における共犯論争の整理と反省	161
1. 共犯論争の論点の整理	161
III 共犯处罚根拠論の評価	172
1. 大越説について	172
2. 高橋説について	173
3. 両説の評価	175
IV 統一的正犯者の体系の評価	176
V 多数関与犯論における私の立場	181
1. 基本的な態度	181
2. 犯罪構成に対する態度	183

第二編

判例にあらわされた多数関与犯の理論

序 問題の設定と本稿の目的	191
I 多数関与犯をめぐる問題点	191
II 判例にあらわされた共謀共同正犯概念の発展史	193

1. 共謀共同正犯論の発展史	193
2. 判例における共謀共同正犯論の登場背景	197
III 本研究の対象とその目的	199
第1章 解釈論的視座による判例の分析・検討	202
I 共同正犯の成立要件について	202
1. 総 説	202
2. 主觀的要件としての「共同加功の意思(意思の連絡)」	202
3. 共謀の意義—共同加功の意思とどう違うのか	209
4. 客觀的要件としての「共同実行の事実」	239
5. 見張りと共同正犯の成否—見張行為の実行行為性	254
II 正犯と共犯の区別について	273
1. 学説の現状	273
(1) 形式的実行共同正犯論	273
(2) 共同意思主体説	274
(3) 実質的実行共同正犯論	275
2. 判例の態度(1)—予備罪への従犯について	276
3. 判例の態度(2)—「実行行為を行う従犯」に関する判例分析	284
(1) 判例分析・検討	284
(2) 判例分析・検討の総括	309
第2章 量刑論的視座に基づく正犯と共犯の区別	317
I 総 説	317
II 長崎地裁佐世保支部判決(昭 60・11・6 判時 623・212)の意義	318
III 犯罪実現に果した役割の評価について	324
IV 要 約 一判例・学説の総括と私の立場	359
V 自説を補強するための2つの判例	364
判例総索引	375